

松阪市子ども発達総合支援センター「そだちの丘」ご利用までの流れ

☆当センターの利用を具体的に考える前に「そだちの丘ってどんな所?」「療育って何をするの?」と思われる方向けに集団見学会も定期開催しています。→日程は別紙参照。要予約。

利用前相談

(要予約)

*「そだちの丘」では、お子さんの姿を詳しく把握するために、心理士による保護者の方への聞き取りを行っています。

*「利用申請書」、「個人情報の取り扱いに関する同意書」への署名、押印。

参加者：本人、保護者、「そだちの丘」心理士・児童発達支援管理責任者など

持ち物：印鑑、母子健康手帳、発達/知能検査の結果（お持ちの場合のみ）、医療情報提供書（お持ちの場合のみ）

支援検討会議（所内会議）

*お子さんの様子と保護者のご希望をもとに、多職種の職員が集まりお子さんの発達を促す支援内容を検討します。

*検討の結果が、希望されるサービス以外の場合もあります。

利用に関する決定の連絡

⇒「そだちの丘」担当者から電話連絡いたします。

対象の場合

申請

「そだちの丘」で療育サービスを利用される為には、『通所受給者証』の取得が必要となります。

詳細は、松阪市役所障がい福祉課(☎53-4082)もしくは、各地域振興局地域住民課へお尋ねください。

連絡

相談支援事業所へ「そだちの丘」の利用が決定した旨を伝えてください。

担当相談支援専門員の方と「利用前サービス担当者会議」の日程を調整してください。

対象外の場合

検討会議の結果を報告

利用前サービス担当者会議 / 利用契約

*支援検討会議の結果を報告させていただき、「そだちの丘」が提案させていただくサービス内容にご同意いただければ、その場で契約書類等への署名、押印をしていただきます。

参加者：保護者、相談支援事業所の担当相談支援専門員

「そだちの丘」心理士、児童発達支援管理責任者

持ち物：通所受給者証、印鑑、事前にお渡しした書類（「登録票」、「託児依頼票」等）

サービス利用開始